

令和6年11月20日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件9 国民健康保険事業の運営について

福 祉 課

調査事件 9 国民健康保険事業の運営について

1 国民健康保険特別会計の決算状況について

令和5年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入は615,846千円、歳出は607,084千円で、収支差引は8,762千円の黒字となっております。また、前年度繰越金及び基金繰入金並びに基金積立金を除いた単年度収支では、55,109千円の赤字となっております。

前年度と対比すると、歳入で66,365千円、歳出では38,237千円と、それぞれ減少しており、特に保険給付費が56,421千円と大幅に減少しております。

なお、科目別の決算状況は、次の表のようになっております。

【歳入】

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和4年度	増減
国民健康保険税	74,451	75,984	▲ 1,533
使用料及び手数料	1	2	▲ 1
道支出金	430,688	487,701	▲ 57,013
繰入金	73,597	47,101	26,496
繰越金	36,890	43,722	▲ 6,832
諸収入	200	27,685	▲ 27,485
財産収入	19	16	3
合計	615,846	682,211	▲ 66,365

【歳出】

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和4年度	増減
総務費	4,786	5,601	▲ 815
保険給付費	413,904	470,325	▲ 56,421
国民健康保険事業費納付金	134,869	130,777	4,092
保健事業費	8,155	8,478	▲ 323
諸支出金	45,351	1,634	43,717
基金積立金	19	28,506	▲ 28,487
合計	607,084	645,321	▲ 38,237

収支差引	8,762	36,890	▲ 28,128
単年度収支	▲ 55,109	21,674	▲ 76,783

各年度別の決算状況は、次の表のようになっております。

■年度別決算の状況

(単位：千円)

年度	被保険者数	歳入	歳出	差引	単年度収支
2	1,156人	696,211	664,774	31,437	18,849
3	1,112人	773,986	730,263	43,723	36,818
4	1,049人	682,211	645,321	36,890	21,674
5	984人	615,846	607,084	8,762	▲55,109

※ 単年度収支は、繰越金、基金積立金を除いた額

3 令和6年度の運営状況について

(1) 令和6年度の予算状況について

令和6年度予算額と令和5年度決算額との比較では、歳出において保険給付費が119,277千円と大幅な増加となっており、それに伴い歳入の道支出金が116,148千円増加しております。

なお、予算状況は次の表のようになっております。

【歳入】

(単位：千円)

科目	R6予算	R5決算	差引
国民健康保険税	77,986	74,451	3,535
使用料及び手数料	10	1	9
国庫支出金	3,004	0	3,004
道支出金	546,836	430,688	116,148
繰入金	57,566	73,597	▲16,031
繰越金	8,761	36,890	▲28,129
諸収入	9	200	▲191
財産収入	16	19	▲3
合計	694,188	615,846	78,342

【歳出】

(単位：千円)

科目	R6予算	R5決算	差引
総務費	9,557	4,786	4,771
保険給付費	533,181	413,904	119,277
国民健康保険事業費納付金	125,490	134,869	▲9,379
共同事業拠出金	10	0	10
保健事業費	17,025	8,155	8,870
諸支出金	3,031	45,351	▲42,320
基金積立金	3,894	19	3,875
予備費	2,000	0	2,000
合計	694,188	607,084	87,104

4 国民健康保険事業費納付金について

国民健康保険事業費納付金の状況ですが、令和6年度は125,480千円で、その支払財源となる国保税や国等からの交付金等については、127,291千円を見込んでおり、現段階で1,811千円の余剰金を見込んでおります。

また、年度別の納付金の推移は次の表のようになっており、現段階での国保連合会の試算では、令和12年度においては139,700千円の見込みとなっております。

■令和6年度の国民健康保険事業費納付金

(単位：千円)

納付金 125,480	—	充当財源 127,291 (財源内訳) 国基盤安定繰入金 5,475 道基盤安定負担金 20,981 道負担金 1,769 一般会計繰入金 21,240 国民健康保険税 77,826	=	余剰額 1,811
--------------------	---	---	---	------------------

■納付金の推移

(単位：千円)

年度	医療給付分	支援金等分	介護納付金分	計
3	101,122	25,896	7,356	134,374
4	98,918	24,821	7,038	130,777
5	102,379	25,364	7,126	134,869
6	91,165	26,160	8,155	125,480
12	104,000	27,400	8,300	139,700

※令和12年は国保連合会推計値

5 福島町国民健康保険事業基金について

基金については、令和5年度決算において、27,000千円を取り崩してしておりますが、令和6年度予算では、3,894千円を積み立てる計画としており、令和6年度末残高は165,446千円を見込んでおります。

なお、令和7年度以後についても税率を改正してまいります。想定していた課税所得が減少するなどした場合、国保税に不足が生じることから基金を取り崩して対応することといたします。

■基金残高の推移

(単位：千円)

年 度	前年度末残高	積立額	支消額	年度末残高
元	104,850	30,295	0	135,145
2	135,145	350	0	135,495
3	135,495	24,532	0	160,027
4	160,027	28,506	0	188,533
5	188,533	19	27,000	161,552
6	161,552	3,894	0	165,446

※令和6年度は予算計上値

6 令和7年度に向けての国民健康保険税率改正について

国保の全道広域化は、令和4年度より平準化がスタートし、第一段階として令和6年度に保険料水準の統一がされ、最終目標として、令和12年度までに全市町村が統一保険税となることから町においては、この作業工程に基づき税率を毎年度見直し改正することとしております。

令和7年度においては、まず令和6年度の標準税率と同じ水準とする改正を予定しております。

なお、詳細については、別添資料のとおりとなっております。

(1) 令和7年度改正税率

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	7.90(7.85) + 0.05	25,395(25,300) + 95	25,702(26,000) ▲ 298
支 援 金 等 分	2.72(2.60) + 0.12	9,142(8,400) + 742	9,252(7,400) +1,852
介 護 納 付 金 分	2.00(1.80) + 0.20	9,056(8,000) +1,056	7,205(5,300) +1,905
計	12.62(12.25) + 0.37	43,593(41,700) +1,893	42,159(38,700) +3,459

※()は令和6年度税率 下段は増減率

(2) 今後のスケジュールについて

令和7年度の保険税率の改正に向けたスケジュールについては、次のように予定しております。

- 令和7年2月 国民健康保険運営協議会への諮問、答申
- 3月 定例会3月会議に条例改正案を上程
- 4月 国保加入世帯に改正のお知らせを送付
町広報掲載（4月～5月）
- 6月 新税率による賦課開始

7 その他の条例改正予定

国民健康保険における条例の改正を予定しているものは次のとおりです。

(1) 被保険者証廃止に伴う国民健康保険条例改正（令和6年11月会議上程）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する効率等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

- ① 改正の内容（第12条、第13条）
 - ・被保険者証廃止による返還の規定の削除
 - ・過料の額を2万円以下から10万円以下に改正
- ② 条例改正案 別紙のとおり

(2) 課税限度額の改正（令和7年3月会議上程予定）

国では、社会保障審議会医療保険部会において、令和7年度より課税限度額の引き上げを検討しており、現行よりも3万円引き上げ109万円とする案が示されております。

なお、引き上げについては、基礎課税分を1万円引き上げ66万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げ、26万円とし、介護保険納付金分は据え置く見込みであります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基 礎 課 税 分	65万円	66万円	1万円増
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	2万円増
介 護 納 付 金 分	17万円	17万円	—
計	106万円	109万円	3万円増

別紙

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険条例(昭和35年福島町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第12条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは 第7項 の規定による届出をせず、 若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合 においては、その者に対し、 20,000円 以下の過料を科する。	第12条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは 第5項 の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした _____ 場合においては、その者に対し、 100,000円 以下の過料を科する。
第13条 町は、世帯主又は世帯主であつたものが正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、 20,000円 以下の過料を科する。	第13条 町は、世帯主又は世帯主であつたものが正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、 100,000円 以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

資料1 新税率の算定

① 令和6年度標準税率

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	7.90	25,395	25,702
支 援 金 等 分	2.72	9,142	9,252
介 護 分	2.00	9,056	7,205
計	12.62	43,593	42,159



② 現行（令和6年度）税率

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	7.85	25,300	26,000
支 援 金 等 分	2.60	8,400	7,400
介 護 分	1.80	8,000	5,300
計	12.25	41,700	38,700



③ 差額 ①-②

(単位：%、円)

区 分	所得割	均等割	平等割
医 療 分	0.05	95	▲ 298
支 援 金 等 分	0.12	742	1,852
介 護 分	0.20	1,056	1,905
計	0.37	1,893	3,459

資料2 令和7年度国民健康保険税率改正による影響額

ケース① 所得なし、1人世帯

(単位：円)

税率	人数	医療分		支援金等分		介護納付金分		軽減前 保険税額	軽減額 (7割)	保険税額
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現行	1	25,300	26,000	8,400	7,400	8,000	5,300	80,400	56,280	24,120
改正後	1	25,395	25,702	9,142	9,252	9,056	7,205	85,752	60,026	25,726
差額		95	▲ 298	742	1,852	1,056	1,905	5,352	3,746	1,606

ケース② 所得なし、2人世帯

(単位：円)

税率	人数	医療分		支援金等分		介護納付金分		軽減前 保険税額	軽減額 (7割)	保険税額
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割			
現行	2	50,600	26,000	16,800	7,400	16,000	5,300	122,100	85,470	36,630
改正後	2	50,790	25,702	18,284	9,252	18,112	7,205	129,345	90,542	38,804
差額		190	▲ 298	1,484	1,852	2,112	1,905	7,245	5,072	2,174

ケース③ 所得100万円

世帯員数	R6	R7	増減
1	202,900	211,252	8,352
2	244,600	254,845	10,245
3	286,300	298,438	12,138
4	328,000	342,031	14,031

ケース④ 所得250万円

世帯員数	R6	R7	増減
1	386,650	399,502	12,852
2	428,350	443,095	14,745
3	470,050	486,688	16,638
4	511,750	530,281	18,531

ケース⑤ 所得500万円

世帯員数	R6	R7	増減
1	692,900	713,252	20,352
2	734,600	756,845	22,245
3	776,300	800,438	24,138
4	818,000	844,031	26,031